

質問に対する回答

令和元年10月25日 公開

No.	区分	公募番号又はページ番号等	項目等	質問内容	回答
1	募集要項	6ページ	6 入札申込手続き (2) 提出書類 カ 様式5	<p>契約書の締結は本社の実印となります。よって様式5は同じ印鑑となります。</p> <p>この場合は様式6は必要なく、様式8にて支店長印で参加するといった認識で間違いございませんでしょうか。</p>	<p>ご認識の通りです。</p> <p>代表者実印で契約締結等を行う場合は、様式6「入札及び契約締結等に関する委任状」は必要ありません。様式5「使用印鑑届」の使用印鑑枠内に実印を押印し、提出してください。</p> <p>支店長が入札代理人として入札に参加する場合は、様式8「入札代理人に関する委任状」を提出してください。</p> <p>(例：ご質問の想定の場合は、右上委任者の記入欄に代表者職氏名及び実印を押印のうえ、本文中下線部に支店長名を記入し、入札代理人使用印鑑枠内に支店長印(入札代理人となる方の個人印でも結構です)を押印し提出してください。</p>
2	募集要項	9ページ	10 入札手続き (3) 入札日当日に必要なもの ア 入札要項	<p>持参書類のA、はいつぐらいの郵送になりますでしょうか。</p> <p>本社が関東で登録印の捺印にある程度の時間が必要となります。</p>	<p>事業者様より入札参加申込書を受理してから、本市での審査、結果通知送付まで約1週間程度を見込んでおります。ご質問の「A 入札要項」は上記の結果通知とともに送付を予定しており、入札参加申込書を受理した順に審査を進めます。</p> <p>なお、入札参加申込書に記入頂いたメールアドレス宛に、電子メールでも結果通知の写し及び「A 入札要項」の様式を送付させていただきます。</p>
3	物件個別明細	公募番号 38-19福祉C1 39-19福祉C2 40-19福祉C3	対応機種 電源の使用可否	<p>現在、募金対応の自販機を設置されていますが、次回も全て必要ですか？</p> <p>公募番号38ですが、向って右に電源がありますが使用は、不可ですか？</p>	<p>募金への対応は不要です。</p> <p>公募番号38-19福祉C1の物件については、ご質問の既設電源コンセントと自販機設置予定場所の間に防火シャッターのガイドレールがあるため、当該電源コンセントの使用を不可とします。</p>
4	物件個別明細	公募番号 39-19福祉C2 40-19福祉C3	売上実績	年間の売上実績を教えてください。	<p>年間の売上実績は以下のとおりです。</p> <p>【39-19福祉C2の既設自販機】 平成29年度：4,572本、600,150円(※) 平成30年度：7,425本、973,070円</p> <p>【40-19福祉C3の既設自販機】 平成29年度：5,817本、765,200円(※) 平成30年度：8,745本、1,143,030円</p> <p>(※)現在の福祉総合センターは、平成29年7月に竣工した施設のため、平成29年度の売上実績は7月～3月の9カ月間分となります。</p>
5	物件個別明細	公募番号 37-19給食C1	電源の使用可否	<p>設置予定場所の向って左、出入口に電源がありますが、子メーターを使つての使用は不可ですか？</p>	<p>出入口付近の既設屋外電源コンセントについて、子メーターを設置のうえで使用することを可とします。</p> <p>ただし、出入口及び通路部となりますので、電源ケーブルへの接触を防止するため、耐候性モールダクト等を使用し、自販機までのケーブル露出部分は極力少ないよう努めてください。</p>

No.	区分	公募番号又はページ番号等	項目等	質問内容	回答
6	物件個別明細	既設自販機全般	売上実績	既存自販機の直近1年間の売上本数・売上金額を開示してください。	<p>既設自販機の年間の売上実績は以下のとおりです。</p> <p>【01-19マドカ1の既設自販機】 物件個別明細に記載のとおり</p> <p>【12-19環境1の既設自販機】 行政財産の目的外使用許可による設置であり、市への売上実績報告を求めているため、売上本数及び売上金額とも不明です</p> <p>【39-19福祉C2の既設自販機】 上記質問No.4の回答のとおり</p> <p>【40-19福祉C3の既設自販機】 上記質問No.4の回答のとおり</p>
7	募集要項	8ページ	9 入札保証金 (1) 入札保証金の納付	入札保証金免除の書類はどのタイミングで提出すればよろしいのでしょうか？	<p>入札保証金免除のための挙証資料は、入札日当日に、入札要項等の当日必要な書類とともにご提出ください（当日必要な持参書類「工 入札保証金の領収書」の代わりに提出頂く形となります）。</p> <p>なお、提出を予定している契約書又は許可書等が、入札保証金免除の要件を満たすものか事前に確認することを希望する場合は、入札参加申込時に直接ご持参頂くか、募集要項に記載の行財政改革課のメールアドレスへ、PDFデータで送付してください。事前確認の期限は11月15日（金）までとさせていただきます。メールで送付頂いた場合は、必ず行財政改革課へメールの到達確認を電話で行ってください。</p>
8	募集要項	10ページ	10 入札手続き (5) 入札・開札日 当日の手続き ② 入札	グループ内の入札を希望しない物件がある場合入札書の提出は必要でしょうか。	<p>入札参加申込書において、入札を希望する物件を特定し、事前に提示してください。上記申込書において入札参加の意思表示をしなかった物件については、入札書の提出は不要です。</p> <p>ただし、グループ内の全ての入札が終了するまでは入札会場から退出できませんので、ご注意ください（例えばグループ内の1番目のみ入札を希望する場合、当該グループの最後の物件が終了するまでは退出できません）。</p>
9	募集要項	8ページ	9 入札保証金 (1) 入札保証金の納付	他地区（他市町村等）にて、公共入札の落札締結している場合は入札保証金は免除となるのでしょうか。	<p>過去2年の間に、国（公団等を含む）、都道府県、市町村（本市を含む）、特別区、財産区、地方公共団体の組合等と、種類及び規模をほぼ同じにする契約（行政財産の目的外使用許可又は設置許可等を含む）を数回以上にわたって締結し、かつこれらをすべて誠実に履行した実績がある場合は、入札保証金免除の対象となります。</p> <p>なお、入札保証金の免除を受けたい場合は、募集要項8ページおよび上記質問No.7の回答のとおり、入札保証金免除のための挙証資料を提出してください。</p>
10	募集要項	6ページ	5 契約上の条件等 (12) 原状回復	<p>貸付期間満了または契約解除の場合現状復帰となっていますが、電気工事（ポール必要な場合も）についても現状復帰となるのでしょうか？</p> <p>もしくは、撤去後設置がある場合は現状復帰させず話し合いとなるのでしょうか？</p>	<p>原則、電気工事で設置したものも含め、貸付期間満了又は貸付契約が解除された場合には、当該自販機設置事業者の責任により、速やかに原状回復して頂きます。</p> <p>ただし、貸付期間満了又は貸付契約が解除された時点において、次の自販機設置事業者が決定している場合は、その事業者との協議のうえ、設置物を引き継いで頂くことは可能とします。</p>